



住居確保給付金

家賃が支払えなくて困っている方などに、お仕事を見つける支援などを行いながら、家賃の一部を助成します



どんな制度なの？

離職・廃業した方、または休業などにより収入が減っている方で、お住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに家賃の一部を支給します。

※支給要件があります。

※支給期間は原則3か月です。一定の要件を満たす場合は3か月ごとに2回延長でき、最長9か月まで支給できます。

※くわしくは世田谷区社会福祉協議会のホームページを下記二次元コードよりご確認ください。

いくら助成されるの？

大家さんに直接振り込みます
※大家さんや不動産会社に記入していただく書類があります

下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

世帯員数	支給上限額
単身世帯	53,700円
2人世帯	64,000円
3～5人世帯	69,800円
6人世帯	75,000円
7人世帯	83,800円



支給中の要件があります

※管理費・共益費は、ご自身で支払う必要があります。

※収入月額によって、支給金額が変わることもあります。

世田谷区
住居確保給付金



審査には時間がかかるのでお早めにご連絡ください。



お問い合わせ

ぶらっとホーム世田谷分室
TEL 6805-2787 FAX 6453-2811